

LGBTをめぐる法と社会－過去、現在、未来をつなぐ



LGBTと社会－世界人権宣言70周年を迎えて

「連続公開講座を踏まえて未来を展望する」

2018年12月8日

LGBTとアライのための法律家ネットワーク
理事 藤田 直介

講師プロフィール



- LGBTとアライのための法律家ネットワーク 共同代表理事
- 1985年早稲田大学法学部卒
- 1987年弁護士登録（39期）
- 国内法律事務所・米系法律事務所を経て
- 2009年3月 ゴールドマン・サックス証券株式会社法務部 部長
- 2015年5月部下のカミングアウトをきっかけとしてLGBT支援活動への取り組みを開始

後半ディスカッションのために

今私たちにできること

- プロボノ活動
- 社会変革のための戦略
(米国同性婚実現の道のりを参考に)

各講座の振り返り

- 藤田の講座ノート
- なのであくまで藤田の理解

今私たちにできること

「理解」と「対話」



- 「行政当局としては、。。同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がなかったりということは公権力の行使に当たる者として許されない。」
(1997年府中青年の家事件東京高等裁判所)



会社の同僚と



友人・コミュニティで



パートナー・家族と

「理解」と「対話」



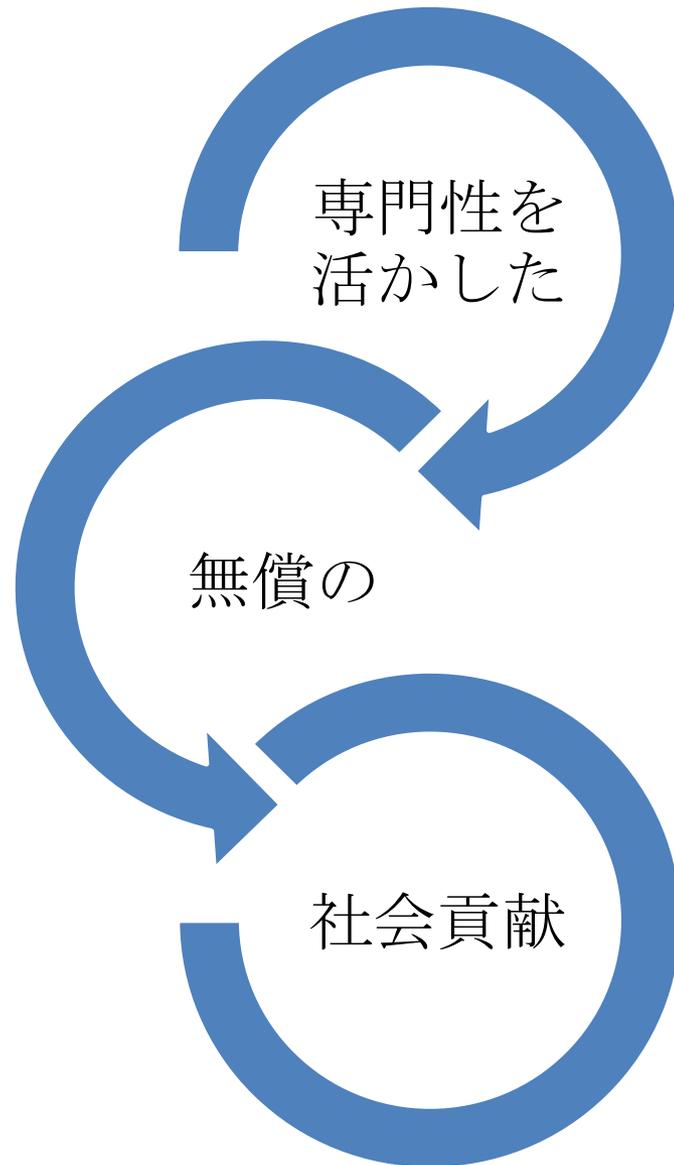
ミッション・ステートメント（設立の趣旨）

- 実務法律家としての経験と知識を活かして、法制度の調査研究、法律上の論点に係る提言などを通じて、
- LGBTその他のセクシュアル・マイノリティに関する理解そして対話を促進し、
- 性的指向や性自認を理由とする差別を解消するための法的支援等を行い、
- もって個人の尊厳と多様性が尊重され、すべての人々が安心してその能力をフルに発揮して活躍することのできる平等かつインクルーシブな社会の実現に貢献



PRO BONO

プロボノとは



プロボノ取組みのきっかけ

2014年夏

- 50歳を過ぎて企業法務・会社一筋の人生
- 社会貢献のために企業人としてできることはないか
- 難民支援協会の訪問

2014年秋

- 難民支援協会・法律事務所と組んで難民認定申請支援開始
- 第1号案件パキスタン男性

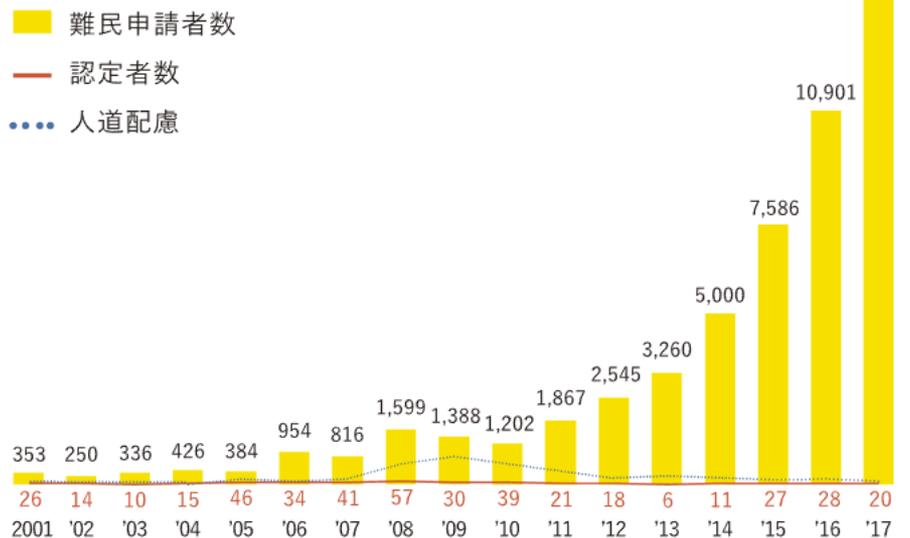
その後

- ロースクール・セミナー
- NPO法人・中小企業支援
- LGBT支援
- 子どもの貧困支援

難民認定申請支援とは？

■ 日本で日本は認定が厳しいの？

日本の難民申請者・認定者数推移



出典：法務省入国管理局の発表から作成

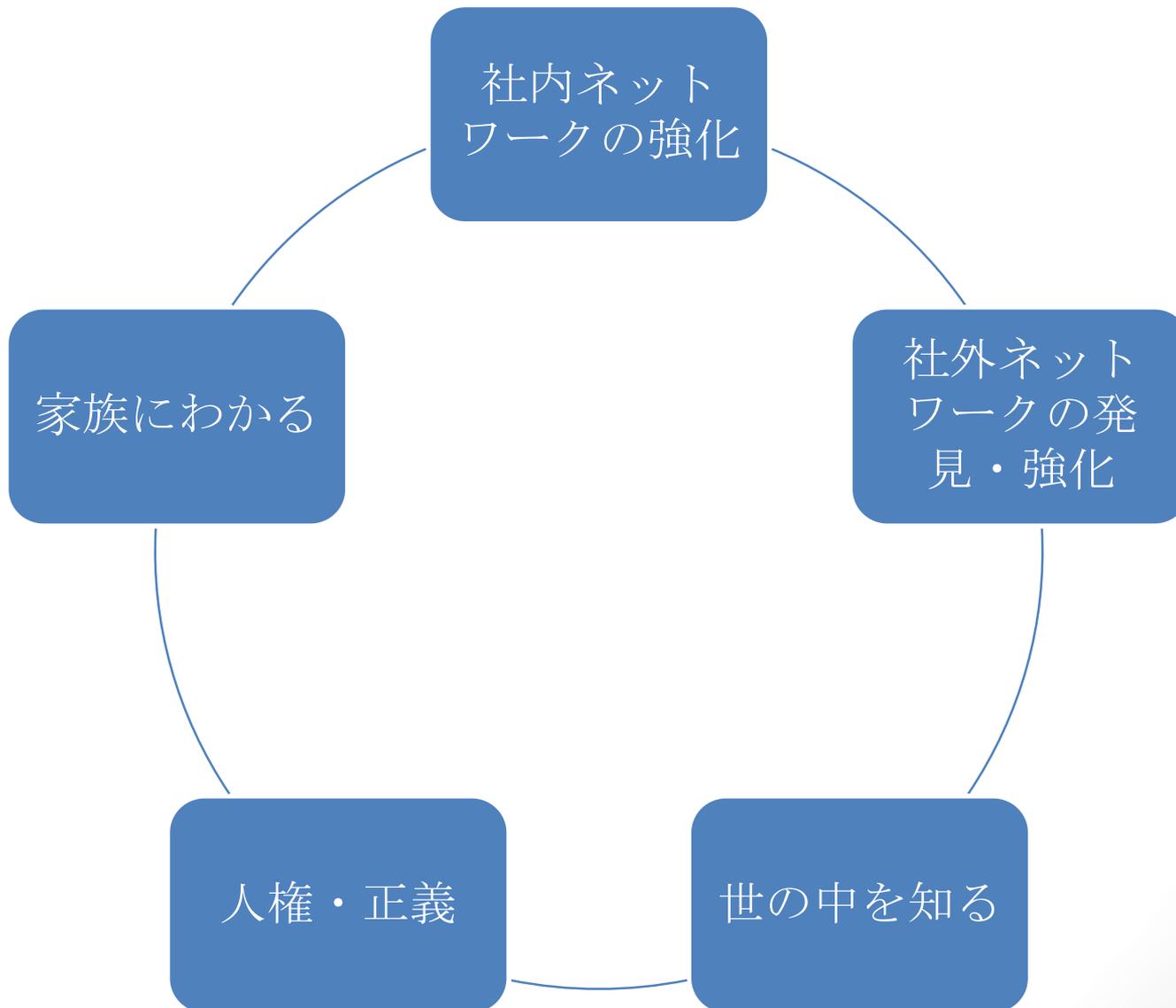
2017年は19,623人が難民申請を行い、認定されたのは20人でした。日本では、難民認定の実務を法務省入国管理局が担っているため、難民を「保護する（助ける）」というよりは、「管理する（取り締まる）」という視点が強いといえます。国際基準と比較すると、だれが「難民」かを定める認定基準や、公平性、透明性を確保した手続きの基準、難民の受け入れ体制などが不十分です。もうひとつの理由として、難民問題が日本社会で十分に知られていないこともあげられます。難民を治安悪化や社会のリスクとつなげるなど、難民受け入れに関する根拠のない誤解や偏見も、現状の厳しい受け入れ状況を後ろ支えしているかもしれません。

難民認定申請支援とは？

- インタビューへの参加
- 陳述書へのコメント・証拠収集・和訳
- 意見書へのコメント・証拠収集・和訳



プロボノー効果



LGBT—専門性を活かす



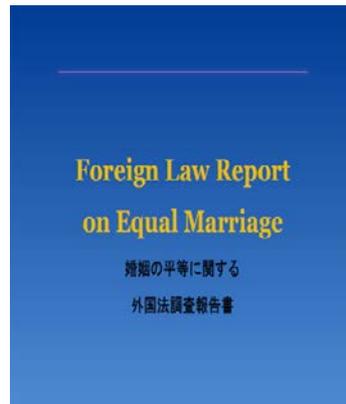
2016年2月：通訳を引き受ける



2016年夏：最高裁判決和訳



<http://bit.ly/2U7Uj4s>



<http://bit.ly/2U4av6R>

LGBT差別解消に取り組む企業 5つの行動基準

- いかなる時も**
1. 人権を尊重すること
- 職場において**
2. 差別を解消すること
3. 支援を提供すること
- 市場において**
4. 人権侵害を防止すること
- 地域社会において**
5. 公共の場で行動すること

企業のためのLGBTIに関する国連行動基準

<http://bit.ly/2U8VAIC>



婚姻の平等に関する見解（人材・採用）

<http://bit.ly/2S4FQVR>

LGBT一卷き込む+連携する

大手法律事務所の巻き込み・
連携



American Bar Association



Human Rights Campaign

中央大学 × LLAN LGBTと
アライのための
法律家ネットワーク

連続公開講座

LGBTをめぐる法と社会 - 過去、現在、未来をつなぐ



プロボノまとめ

専門性を活かす＋巻き込む

内省

- 自分の専門性は？
- 自分のネットワークは？
- 自分のミッションは？

つなげる

- (とにもかくにも) あたってみる
- (大変だけれども) 面倒くさがらない

展開する

- とりあえず引き受けてみる
- 仲間を増やす
- さらにできることはないのか？

プロボノー展開する



ライフネット生命

研修活動の展開



2017年9月
ソニー・ダイバーシティ・シアター



今回講座のきっかけも。。。。

2017年5月LLAN役員戦略会議



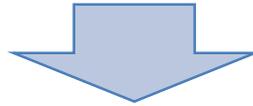
この法人は、

- 法制度の調査研究、法律上の論点に係る提言などを通じて、
- **LGBTその他のセクシュアル・マイノリティに関する理解そして対話を促進し、**
- 性的指向や性自認を理由とする差別を解消するための法的支援等を行い、
- もって個人の尊厳と多様性が尊重され、すべての人々が安心してその能力をフルに発揮して活躍することのできる平等かつインクルーシブな社会の実現に貢献することを目的とする。



(出身) 法学部・ロースクールにあたってみよう！

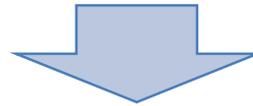
今回講座のきっかけ一繋がった！



谷口 洋幸



長島 佐恵子



<共催>



LGBT とアライのための法律家ネットワーク

<後援>



文京区

行動する知性。

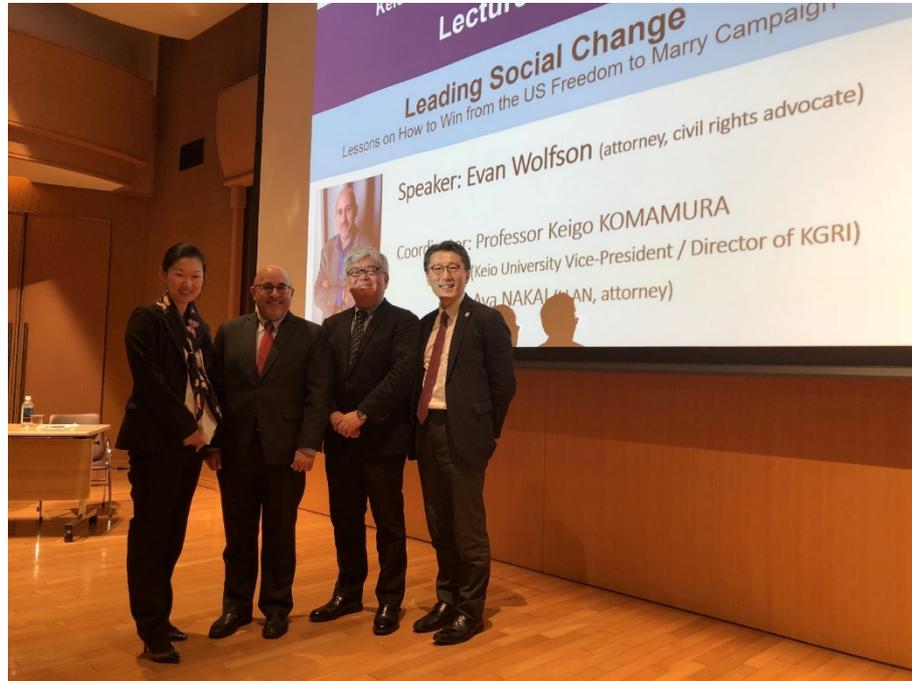


中央大学

今私たちにできること

社会変革のための戦略
(米国同性婚実現の道のりを参考に)

「すべての米国市民のための婚姻の自由」キャンペーンから学ぶ <変革を勝ち取るための教訓>



<https://www.youtube.com/watch?v=PwiHCbtEiF8>

社会変革を導くための4要素

憲法 (Constitution)

運動 (Movement)

戦略 (Strategy)

キャンペーン (Campaign)

憲法 (Constitution)

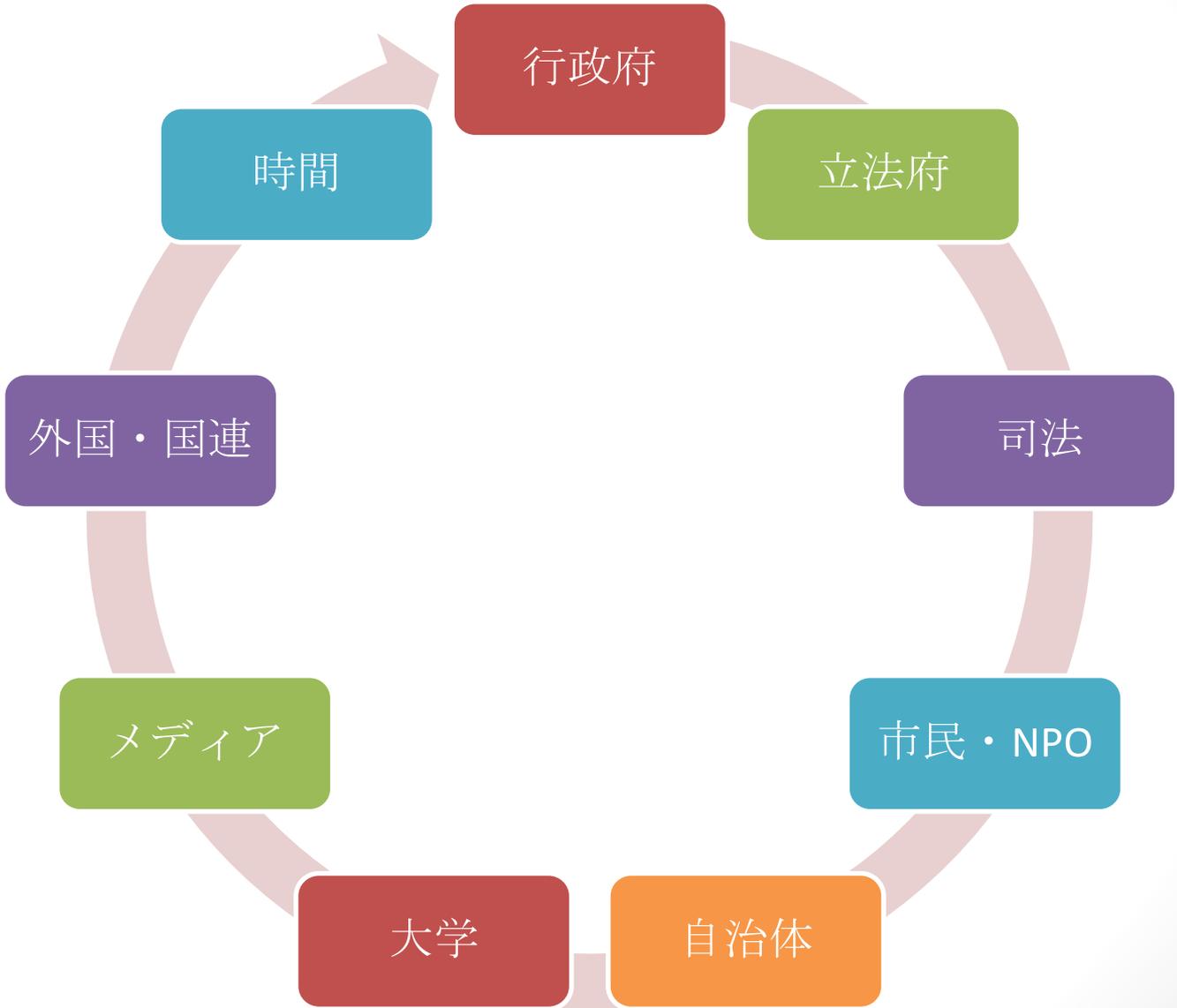
修正第14条

第1筋、アメリカ合衆国で生まれ、あるいは帰化した者、およびその司法権に属することになった者全ては、アメリカ合衆国の市民であり、その住む州の市民である。如何なる州もアメリカ合衆国の市民の特権あるいは免除権を制限する法を作り、あるいは強制してはならない。また、如何なる州も**法の適正手続き**無しに個人の生命、自由あるいは財産を奪ってはならない。さらに、その司法権の範囲で個人に対する**法の平等保護**を否定してはならない。

Fourteenth Amendment

Section 1. All persons born or naturalized in the United States, and subject to the jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the State wherein they reside. No State shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without **due process of law**; nor deny to any person within its jurisdiction **the equal protection of the laws**.

運動 (Movement)



戦略 (Strategy)

勝利への道のみ

米国最高裁判所が全米の婚姻の自由を判決するために必要となる社会的環境をどのように構築するのか？



より多くの州で婚姻の自由を獲得する



婚姻の自由に対する社会的支持を獲得し増やす



連邦レベルでの差別を撤廃する

キャンペーン (Campaign)

戦略の
管理実行



資金調達



運動

各講座を振り返る

各講座を振り返る



中央大学 LGBT 公開講座



[すべて](#) [ニュース](#) [画像](#) [地図](#) [動画](#) [もっと見る](#) [設定](#) [ツール](#)

約 99,400 件 (0.47 秒)

一般参加可能な連続公開講座「LGBTをめぐる法と社会—過去 ... - 中央大学

www.chuo-u.ac.jp/aboutus/communication/press/2018/04/68442/

2018/04/06 - 中央大学は、2018年5月より12月まで、後楽園キャンパスにて原則毎月1回全8回の連続公開講座「LGBTをめぐる法と社会—過去、現在、未来をつなぐ」を開催いたします。「LGBTとアライのための法律家ネットワーク」(LLAN)との共催、東京...

第1回	2018年5月12日(土)	LGBTと人権 府中青年の家事事件を振り返る	風間 孝氏 社会学(中央大学) 「府中青年の家」裁判原告 中川 重徳氏 弁護士(諏訪ノ森弁護士事務所) 「府中青年の家」 裁判代理人 服部 咲氏 弁護士(東京中央法律事務所)	開催報告 講座実施映像 配付資料	第5回	2018年9月22日(土)	LGBTと行政 安心・安全に暮らせるまちづくり	鈴木 秀洋氏 行政法・地方自治法(日本大学) 元文京区男女協働課長 前田くにひろ氏 文京区議会議員 LGBT自治体議員連盟 世話人	講座実施映像 配付資料
第2回	2018年6月9日(土)	LGBTと労働 当事者の視点を踏まえて	高山 寧氏 NY州弁護士(野村ホールディングス株式会社チーフリーガルオフィサー) 田中 太郎氏 弁護士(フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所) 別府 理佳子氏 英国法弁護士(スクワイヤ外国法共同事業法律事務所)	開催報告 講座実施映像 配付資料	第6回	2018年10月13日(土)	LGBTと法曹 求められている役割	森 倫洋氏 弁護士(西村あさひ法律事務所) 元裁判官 阿部 嘉一氏 弁護士(森・濱田松本法律事務所) 石田 京子氏 法曹倫理・法社会学(早稲田大学)	配付資料
第3回	2018年7月14日(土)	LGBTと法律 性別の変更について考える	三橋 順子氏 性社会・文化史(明治大学) 渡邊 泰彦氏 民法・家族法(京都産業大学)	開催報告 講座実施映像 配付資料	第7回	2018年11月10日(土)	LGBTと婚姻 日本は婚姻平等へ向かうのか	佐々木弘造氏 弁護士 石田 若菜氏 憲法・アメリカ法(駿河台大学) 上杉 崇子氏 弁護士(TOKYO大樹法律事務所)	配付資料
第4回	2018年9月1日(土)	LGBTと企業 職場の作り方、関わり方	藤田 直介氏 弁護士(ゴールドマン・サックス証券株式会社) 稲場 弘樹氏 ゴールドマンサックス証券株式会社 東 由紀氏 アクセンチュア株式会社人事部シニア・マネージャ	講座実施映像 配付資料	第8回	2018年12月8日(土)	LGBTと社会 世界人権宣言70周年を迎えて	藤田 直介氏 弁護士(ゴールドマン・サックス証券株式会社) 谷口 洋幸氏 ジェンダー法・国際法・国際人権法(金沢大学)	内容紹介

第1回 「府中青年の家事件」



服部咲氏

私たちにとってこの裁判がもつ意義

- セクシュアル・マイノリティの問題は「人権」の問題である。日本ではじめて同性愛を人権の問題として位置づけた裁判
- 平等に生きていく権利・ありのままに生きていく権利—すべてのセクシュアリティ・ジェンダーの人に共通する当たり前の問題
- 「声をあげること」「行動を起こすこと」ことによって「社会が動いていく」そのことによって未来が切り開かれていく



中川重徳氏

勝訴した要因

- 原告代理人
- 利用拒否を正当化する立証責任は制限する側にある
- 仮に何らかの不都合があってもより制限的ではないゆるやかな手段があるはず（いくらでも不都合を解消する方法はある）＝LRA(Less Restrictive Alternative)
- 訴訟戦略としてひたすら「求釈明」を行った

第1回 「府中青年の家事件」



風間孝氏

裁判の意義

- 日本は宗教的タブーも希薄で処罰する法律もないから寛容だというけれど、そうではなくて、偏見・差別は厳然として存在する。
- 差別があることを明らかにし人権運動が始まった点、カミングアウトがきっかけとなったという点で、重要な事件

府中青年の家事件を提起したことに対する批判

- 日本の社会は寛容なのだからステップバイステップで（社会に荒波を立てず）理解を求めていくべきだ。そうでないと世間の目が変わってしまうという批判
- 利用拒否されたら裁判提訴は当たり前。どうして批判されるのか？
- 「寛容」な社会の中でクローゼットで平穏に生きたい
- 「寛容」とは多数派が設定した境界の中にいる限り受容するが、多数派が設定した境界を超えたときには拒絶するということ。

第2回 「LGBTと労働・当事者の視点」



田中太郎氏

皆さんにお伝えしたいこと

- 誰かが自分のセクシュアリティについて話したい・相談したいというときに安心してできる環境を整えることが重要。
- そういう環境を整えることは、セクシュアル・マイノリティのみならずすべてのマイノリティにとって過ごしやすい職場であり、また、それが広がって皆が生きやすい社会になることにつながっていく。
- 今日話を周囲の家族友人同僚に伝えてほしい。それが変化のきっかけとなる。



高山寧氏

企業はどうして取り組むのか？

- 会社において一人ひとりの社員・マイノリティが自分らしく個性を発揮して活躍できる職場をつくることは企業の重要な責務
- ただそれにとどまらず、日本の労働人口の大多数が企業で働いていることを考えると、企業が理解を深める活動を展開することは、社会の理解の輪を広めていくうえで重要な役割を果たす。

第2回 「LGBTと労働・当事者の視点」



別府理佳子氏

海外企業の注目すべき取組み

- イギリスのStonewall Workplace Equality指標「人は誰でも自分らしくいられるほうがパフォーマンスがいいのは必至なので、企業はレズビアン・ゲイとバイの従業員が希望すれば自身の性的指向をオープンにできる職場環境を整える・作ることを目指すべきである。」
- さらに、グローバル企業は、裁判所に上申書を提出するなど、対外的にも必要なエンゲージメントを行っている。

第3回 「性別の変更について考える」



三橋順子氏

性同一性障害特例法の要件の問題点

- 法が生殖を不能にする手術に誘導することは本末転倒であり最大の問題点
- 現行特例法を廃止して、人権を前提とし、ジョグジャカルタ原則・国際諸機関共同声明などの国際的人権法に則った、新たな性別移行法を制定する必要がある。



渡邊泰彦氏

性同一性障害特例法の要件の問題点

- 身体的な性別に合わせるのではなく、自認する性別に沿って考えるべきである。
- そうであるとする現行特例法のような厳しい要件はいらない。

第4回 「職場の作り方・関わり方」



藤田直介・稲場弘樹氏

企業にとって大事な前提

- 企業はLGBT当事者のために安全な職場環境を構築する義務がある。オプションではない。
- ハラスメントは人格権を侵害する行為である。

企業のリスク管理のポイント

- 本人の意向の尊重
- 合理的な配慮
- 能力主義の徹底（性的指向・性自認は本人の能力と無関係な属性）



東由紀氏

職場におけるアライの強み・必要性

企業文化を変え、LGBTにポジティブな職場環境を作るために、**アライの存在は重要！**

- 誤った認識や誤解をまねく発言などの差別を**客観的に正す**ことができる。
- 職場でカミングアウトしていない**当事者のニーズや課題を代弁**できる
- LGBTが働きやすい制度や理解を促進する**施策を取り入れる**ことができる

アライは自分の声の力に気づき、行動する必要がある

第5回 「安全・安心に暮らせるまちづくり」



鈴木秀洋氏

論点

- 一人ひとりの住民が安全安心に生きていけるための地域環境の構築にあたって行政が果たす役割（自助・共助にとどまってはならない）
- 差別を差別と意識しない環境、差別を差別と認めない環境を破る
- 局所的・場当たりの対応をしない

行政が取り組むべき課題のど真ん中

- 法律による行政
- 憲法（幸福追求権・平等権）にかかわる問題で公務員には憲法尊重擁護義務がある

取り組むにあたっての戦略

- すべての人にかかわる問題で、人権にとどまらず、医療健康、経済などあらゆる分野にかかわり、また、保守も革新も関係ない

条例制定の意義（たった一行でも）

- 制度構築の根拠となる
- さらなる具体化をはかる
- 実効性を担保する
- 継続性を担保する

第5回 「安全・安心に暮らせるまちづくり」



前田くにひろ氏

LGBT自治体議員連盟

- 差別禁止とパートナーシップ制度の構築をふたつの大きな目的とする
- 特別区だと区単位でできることはある程度限られている（職員の福利厚生・研修など）ので連携する必要がある
- 研修開催・取材対応・イベント参加・要望活動を通じて実現
- 確かな手ごたえ（80名から260名、カミングアウトする議員の増加、LGBT施策に取り組む自治体の増加）

自治体施策導入にあたっての留意点

- それぞれの自治体は大変多様である（規模・政治的状況）、生活全般を対象としている（担当部課もばらばら？）
- 政策リストの作成（やれる人がやれることをやっていく）

自治体施策が進むための4つのファクター

- A. ころある首長、B. 戦略的な住民・団体、C. 熱心な職員、D. 理解ある議員・議会

その他

- 選挙制度（大選挙区のほうが多様性がある）
- LGBTと他の自治体課題をかけあわせる

第6回 「法曹に求められている役割」



石田京子氏

(司法の担い手である) 法曹が偏見をなくすために

- 社会全体におけるバイアスをなくす（ただし司法のタイムラグに注意）
- 法曹界における多様性の確保
- 自分がバイアスをもっていることに気づく
- そうでないと司法に対する信頼がゆるぎ、また、バイアスが再生産されていく（判例主義）



森倫洋氏

司法的判断と偏見・社会通念

- 規範・事実・あてはめ
- 規範については「社会通念」が影響する
- 事実判断にあたっては裁判官の経験則が影響する、その経験則におけるバイアスをなくすことが重要
- 裁判という手段以外にADRの活用も考えられる



阿部嘉一氏

法曹を志す人へ

- セクシュアル・マイノリティ当事者の司法への信頼を担保するためにはきちんとした理解が不可欠
- 訴訟等の事件はその解決のみならずむしろその後が重要であるということを自覚する
- ハラスメントのない職場は生産性を高める（リスクだけの問題ではない）

第7回 「日本は婚姻平等へ向かうのか」



佐々木弘造氏

諸外国と日本の同性婚

- 日本では積極的に「反対」という人よりも、無関心は「自分には関係がない（自分の周りにはLGBTはいない）」と思っている人が多いのではないかとすれば、とにかく啓蒙活動、声をあげることが重要



上杉崇子氏

日本で同性婚の法制化を実現するには

- 政治ルート（ロビー活動、世論の盛り上がり（各地のプライドパレード、イベント、メディア）
- 司法ルート（訴訟）
- →世論喚起のためのキャンペーン活動と訴訟は車の両輪として進める必要がある。



石田若菜氏

アメリカにおける婚姻平等実現の経緯

同性婚反対論について

中村
貴寿
先生

LGBTと世界人権宣言 —過去、現在、未来をつなぐ人権の理念—

谷口 洋幸(金沢大学)

yukitani@staff.kanazawa-u.ac.jp

1. はじめに

- ・ひとりひとりが安心・安全に自分らしく生きられる社会を目指した取り組み
- ・テーマごとの進展や揺り戻し → 繰り返される議論、わたしたちにできることは何か
→ 世界人権宣言([資料①])採択70周年を迎え、わたしたちが考えるべきこととは？

2. LGBTをめぐる法と社会

- ・LGBTのかかえる困難—存在そのものを想定ない、無視・排除される法と社会の中で
→ SOGI(性的指向・性自認)にもとづいて分断された現状
- ・世界共通の課題として—ソドミー処罰、性別の変更、同性婚、差別の禁止
日本の場合—明確な排除(=ソドミー処罰)の不在 → 制度の構築が主題
なぜ一部のSOGIだけが？ → すべての人が自由・平等な社会を目指して

3. 世界人権宣言 70周年を迎えて

- ・第二次世界大戦の反省にもとづく国際関心事項としての人権
権利内容の明確化—世界人権宣言から国際人権規約、個別の人権条約へ
人権の国際的な監視—国家(公権力)の義務の履行を確保するために
- ・SOGIをめぐる日本の人権状況に対する勧告([資料②])
自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会の度重なる勧告
国連人権理事会・普遍的定期審査における各国からの具体的提言

4. 人権の実現に向けて

- ・人権とは何か—①すべての人が等しくもつ、②国家(公権力)の義務として
共通の認識として、物事を考える視点として、困難を解消する道具として

5. おわりに

- ・人権擁護者(Human Rights Defender)であること

(了)

資料

【資料①】世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)(1948年12月10日、第3回国連総会、決議217(Ⅲ))(抜粋)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、
 人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、
 人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、
 諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、
 国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、
 加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、
 これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、
 よって、ここに、国際連合総会は、
 社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条【人間の尊厳と平等】

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条【差別の禁止】

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 (略)

第3条【生命、自由、身体の安全】、第4条【奴隷・苦役の禁止】、第5条【拷問および非人道的待遇の禁止】、第6条【人間として認められる権利】、第7条【法の前での平等】、第8条【救済を受ける権利】、第9条【逮捕・拘禁・追放に対する保障】、第10条【公平な裁判を受ける権利】、第11条【刑事訴追における保護】、第12条【私生活および名誉の保護】、第13条【移転・居住の自由】、第14条【迫害からの庇護】、第15条【国籍に対する権利】、第16条【婚姻と家族に関する権利】、第17条【財産権の保障】、第18条【思想、良心、宗教の自由】、第19条【表現の自由】、第20条【集会と結社の自由】、第21条【政治的権利】、第22条【社会的・経済的・文化的権利】、第23条【労働の権利・平等待遇】、第24条【労働時間の制限・休息の権利】、第25条【生活の保障・母子の保護】、第26条【教育への権利】、第27条【文化生活に関する権利】、第28条【人権が実現される秩序への権利】、第29条【人権の制限の限界】

第30条【人権破壊活動の禁止】

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

【資料②】 SOGIをめぐる日本の人権状況に対する勧告

(1) 自由権規約委員会・第5回報告書審査(2008)・総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5)

29. [自由権規約]委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育、その他法により定められた分野(例えば公営住宅法第23条1項が婚姻または婚姻関係にない異性のカップルのみを対象としているため、婚姻していない同性カップルが公営住宅を借りられない例や、配偶者暴力防止法が同性のパートナーによる暴力からの保護を排除している例にあるように)における差別に懸念を有する(2条・26条)。

締約国[=日本]は、規約26条に関する委員会の解釈に則り、差別を禁止する事由に性的指向が含まれるように法律の改正を検討し、未婚の異性の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われることを確保すべきである。

(2) 自由権規約委員会・第6回報告書審査(2014)・総括所見(CCPR/C/JPN/CO/6)

11. [自由権規約]委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせおよび非難についての報告、ならびに自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する(2条・26条)。

締約国[=日本]は、性的指向および性自認を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、LGBTの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、LGBTの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。

(3) 社会権規約委員会・第3回報告書審査(2013)・総括所見(E/C.12/JPN/CO/3)

10. [社会権規約]委員会は、締約国[=日本]が法改正を行う際、本規約の下の義務の遵守を確保しようと努力しているものの、規約の権利に関する限りにおいて、女性、非嫡出子及び同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念をもって留意する(第2条2)。

委員会は締約国に対して、これらの人々を本規約の権利の行使及び享受に関連して直接的又は間接的に差別をしないことを確保するため、関連する法律を包括的に検討し、必要な場合には、改正することを要求する。

(4) 女性差別撤廃委員会・第7・8回報告書審査(2016)・総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/7-8)

46. [女性差別撤廃]委員会は、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性といったその他の女性が複合的かつ交差的な形態の差別を引き続き経験しているとの報告を懸念する。委員会は特に、こうした女性たちの健康、教育、雇用へのアクセスが引き続き限られていることを懸念する

47. 委員会は、締約国[=日本]がアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性が経験している、健康、教育、雇用へのアクセス及び公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。

(5) 国連人権理事会・第1回普遍的定期審査(2008)・勧告(A/HRC/8/44)

60.11 性的指向・性自認にもとづく差別撤廃のための措置を講ずること(カナダ)

(6) 国連人権理事会・第2回普遍的定期審査(2012)・勧告(A/HRC/22/14)

147.34 人種差別および性的指向にもとづく差別からの法的保護の強化を検討すること(カナダ)

147.36 国内法が、年齢、性別、宗教および性的指向にもとづく直接的または間接的差別にも対処している人種差別撤廃条約に含まれる内容に合致するよう確保すること(スイス)

147.65 社会的地位、ジェンダー、性的指向を含む包括的リストの理由にもとづく差別的規定を撤廃する視点から国内法を再検討すること(チェコ)

147.85 人種差別撤廃条約に沿って国内法上の差別を定義し、年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、民族、国籍を含むあらゆる形態の直接的または間接的差別を禁止すること(ノルウェー)

147.89 LGBT 個人の保護および差別撤廃、ならびに、性的指向または性自認を理由とするあらゆる差別的処遇の撤廃のためにさらなる措置を検討すること(アルゼンチン)

(7) 国連人権理事会・第3回普遍的定期審査(2017)・勧告(A/HRC/37/15)

161.58. ヘイトスピーチの禁止と合意なき性行動の処罰を明文化する観点から、女性、婚外子、民族的・国民的マイノリティ、LGBTIの人々に対する差別的な法規定を撤廃すること(メキシコ)

161.59. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、エスニシティ、国籍を含むあらゆる形態の直接および間接差別の禁止を確保する観点から、包括的な差別の定義を含む、幅広く適用可能な反差別法を制定すること(オランダ)

161.61. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向またはエスニシティを理由とするものを含む差別禁止法を制定し、ジェンダー平等を実現するために必要な措置を講ずること(ノルウェー)

161.63. 年齢、人種、ジェンダー、宗教、性的指向、民族的出自または国籍にもとづくあらゆる直接および間接差別を禁止・制裁するための包括的な反差別法を制定・施行すること(ドイツ)

161.65. 性的指向・性自認を理由とする差別を含む国際的な義務・基準に沿った差別撲滅のための包括的な法律を制定すること(ホンジュラス)

161.70. 性同一性障害者特例法の改正を含む、性的指向・性自認を理由とする差別に対処する措置をとること(ニュージーランド)

161.71. 性的指向にもとづく差別の撤廃に関連する積極的取り組みを継続し、国家レベルで同性どうしの結びつきを承認すること(スイス)

161.72. LGBTIの人々の権利を保護・促進するための包括的な反差別法を導入すること(アメリカ)

161.73. 同性間パートナーシップの国家レベルでの正式な承認へと広げることを含め、いくつかの地方自治体や民間企業による性的指向・性自認を理由とする差別撤廃のための努力を推し進めること(カナダ)

161.74. 特にジェンダー、エスニシティ、皮膚の色、性的指向、性自認に関するあらゆる差別に反対する行動を継続的に実施すること(コロンビア)

161.75. 性的指向・性自認を含むすべての人およびあらゆる理由にもとづく差別からの平等な保護を提供するための包括的な反差別法の導入に向けて迅速に行動すること(アイルランド)

161.84. 人種、エスニシティ、性的指向、性自認にもとづく差別禁止法の導入を含め、ヘイトスピーチへの効果的な取り組みおよびマイノリティの権利保護のために更なる措置をとること(オーストラリア)

161.179. 同性カップルの場合も含め、すべてのDVの通報を捜査すること(東ティモール)